異　仙院宸遊相將登陟多數系
日月而徵之青史先哲詩賦名卿詠
歌皆寄靈地而潤色勝境予披之知
其才善其勸焉大師高風人共偃之亦不
可言焉唯賛記者之考證而為之序云爾
寶曆二壬申歲十二月金紫光祿夫　源賞雅撰

野山名霊集巻第一

夫れ吹山金剛峯寺を或は号して南山と云ふ弘仁年中
弘法大師の開起し給ふ所なり大師は讃州多度郡屏風
ヶ浦の人御父佐伯直田公、偉なる景行天皇の皇子稚足彦八歳
命八世の後裔なり（才二世河内氏邸分命の孫なりと）
君の僧なる昌子姓氏錄に佐伯直の佐伯乃氏族を治せしめしなり
善通仁徳帝れ敕を蒙り侯列多度郡の阿良都分の子
氏の夢に元亨れ所僧懐に入りて妊めること十二月を経て孝仁
天皇寶亀五年六月十八日に誕生し給ふ時に黄雲屋上に覆
ひ金色の光明室中に照せり唐僧法進大僧都彼國小
遊ひして屏風ヶ浦に宿せり時に赤子あり音して法師
仏頂尼を請ぜよ仏頂尼を請ぜよ仏頂尼を請ぜよ異哉これを問ふべしの

云く日我主人来り家に善通の男子我生今二人の父
御子なれば此の所に於て生じたまひ云々佐伯郷
希有なり我等も其子を羽翼し彼家に於て大師の父母に善
く云此児を見人其後衆人大法を弘く天下國家の
師となるべし養育を致すべし是を少く称んで給ふに教訓して
大師我誉して帰らせ給ふ父母に給ふ事に寂憂して法名
我貴物と名号せられき大師衛に四業ありて庭
常に遊戯し給ふに四天王眷属と呼び空中に現
れ前後に随従し赤發にて佛のことくなりしか
は人々見て是を人童子と僅に神童と称しき
其後七歳の時に霊なる山の頂上に登り

大誓願を發して云く我此一生に成佛して衆生を利益せ
ん我得ざれば大師釋迦の形を現じて我身を證明し
給へ所願若叶はずんば此身を捨て諸仏
供養し奉らんとて高く身を深谷に投げ給ふ天女忽
に浮び中に抱き留めて其れ不思議の事にて有らぬ時に
麓より紫雲立のぼり中にして大聖釋尊百寶の蓮
華に乗じ大光明を放ちて忽ちに降まさせ給ひ
誓はせ大師御手をとり頂をなでて礼拝
したまひ然るに彼峯を我拝師山と号し又出釈
迦嶽とも云ふ今善通寺の五岳の随一なり西行上人彼處にて
おのづからある時にいたりてまぢかく拝み奉る
たのもしき哉此山まぢかく拝みまつる
桓武天皇延

暦七年大師御ゆるしをこうむりて帝都に入り
内外の法義を学習し廿箇ふしを三論宗に明達叡山
贈僧正勤操和尚を例として泉州の槙尾寺にゆき家し
給ふ又廿二歳にして和州東大寺に戒壇に入り具足戒を
受給ひ御名を空海とあらためられ其是毘盧舎那大仏
の海会と号し同じく帝都久米寺塔中にかくれ玄根宇
乃秘法大毘盧遮那経を感得し給ひ則叡覧に備へられし
に御感伝斜なるに依て延暦廿三年五月入唐求法の
御使に抜擢され給ふ遣唐大使正四位下藤原葛野麻呂
丹波の船に乗じて同十二月大唐長安に都に入給ひ唐
帝に教許を蒙り第七祖三朝の灌頂国師恵果和
尚に見給ひぬ和尚大師をうけてのたまはく嗚呼空海和
汝を待ること久し何ぞ遅きやと又諸の仏弟子に告ていはく
今日本国の沙門空海あり入来て我秘法を受けんと
欲す彼法器に応ずる人なり即是第三地乃至菩薩
なり汝名謬ることなかれ則灌頂壇に
入て所有秘法底底に傳授し給ひ大毘大日如来
より第八世に正嫡写瓶阿闍梨法の印信を授與し給ひぬ
大師御ずから限なく移されし寶物を大阿闍梨より
ひらけ海嶽乃法恩を謝し給ひて在唐有ること廣
弘密の経論を学び終りて大唐に元和元年後の
遣唐判官に随ひ人々に帰朝せんと和し給ひ

明引の願ありて誓てのたまく我日本小神こゝに一の伽
藍を建立して不受の大法を安置こゝに此杖先行くべし
言相應の靈地まさに尋ぬべしとて御手におもむくこゝ脇
を空中に擲ぬるに鳥れてこゝに河内の沖に堕
明くる朝東に行くこゝに光きれて是をこゝに信樂郡せ
ずこゝに求れば平城天皇の大同元年大師平ふ
帰朝し給ひられた君崇敬斜なりし敕してこゝ
雄山に入住せしめ給ひて東寺に幸れ邪當浦せられこゝ
真言の奥隆日代亟〻嬢ありこゝに大師御少年に
紀国持の秘法を授せこゝんあふ法不の山水を流灌
給ひ御芳略こゝに登こゝ雙の靈地あん

事、我恐こゝの仏こゝ法隆天皇弘仁七年小春こゝ大
入定の不こゝ久こゝ我信山に敕答こゝ朕衰久こゝ
こゝ彩こゝ地を靈所こゝ國我照こゝ邦家の老を報ぜんこゝ
ふこゝ言大飯あるこゝ行こゝ彼地を相こゝ法こゝ表
章こゝ作こゝ云ふこゝ一日帝郎を召こゝ紀州のこゝ
に親行こゝ大和國宇智郡小こゝ一人の杣人あり
こゝ長八尺こゝ面こゝあり赤こゝ身小青衣こゝ着
こゝ弓箭を携こゝ黒犬こゝ牽て石の側こゝ立
大師いこゝ人こゝ問こゝ南山乃狩人ありやこゝ
大師の云我一の伽藍こゝ建こゝ秘密の教法こゝ安置せん
こゝ我こゝ若山中に靈地あこゝ我こゝ教示こゝ

狩人のこ我住山あり菩薩住しゝ所なり諸山の
まわりゝ次播州〻虛空ふ峰ゝ諸村常ゝしゝ家
て地ゝ爰瑞を義を玉龍鬼神常ふ守護せり畫ゝ
和らふ瑞気ありて山谷試てゝ和を地中ゝ光
曜を現して雲漢よりゝ天地開闢ゝ人乃いゝ
人乃いゝ神力にゝ易かゝ山物ゝ乃試知ゝ彼
法ゝいゝ行ゝて拘を求ゝ隱去ぬ光れゝ野
明神の化現ゝ大師拘の行ゝ紀の川乃ほゝ
いゝ日くゝ山中の村ゝ宿しゝ慈聖三日
又山ゝ頭ゝ数ナ所ふして一乃藪澤ゝ

今の天野周辺ナ所ゝ林樹ゝてみゝびゝ新中に
神社ゝ天野明神の社大師彼往むひゝ一人乃神女忽
然ゝあらゝ移ひ大師ゝ告むゝ我を丹生津姫也
いゝ者現人神ゝ応神天皇継潔の宮ゝ和
ナ神功皇后合國乃ゝ住むしゝ此山地
一萬町ゝ我ゝ給ゝ東ゝ丹生河のほとりゝ南ハ
當所南の摸峯を限西ゝ神勾里河を限北ゝ苦所
川ゝ限ゝ世ゝ移ゝ我地を制ゝ新ふ
家神道ゝ仏法の威福をのむしゝ久しゝ
昨日我ゝ試ゝ菩薩を迎ふ此處ゝ
いゝ移ゝ妻ゝ子ゝ此山地ゝ永菩薩ゝ宮

所〻今に後佛法僧と号す擬紙なりて神道を
威福を領ぜんとの志し大師を尊く山頂の偶
として松樹の下に伏し給ふ時に樹より赫々
光明有て山谷紙を敷大師られとゝむ
あり序紀のとき唐に投ぜし三國相承の三
昧光紙放て樹より掌をひらいて紙
をあつよ三昧自下て大師の御手に移りいるゝ云
相應の事紀あり紙条の四方明神の御ふ
に至る樹より小瑞気あり山中紙照のごとし三
昧杵の光明あり長かゝて明神より御いとゝ下て加
之の四一山乃至角茅より四方に四ツ垣

あり其〻あり〻〻墨あり〻〻異の養栄紙ひろれく天宮
〻〻感せる分あり口年七月八日右大臣藤原継人云て
仕て紀の宣旨小官符紙陽〻内印十七所の天宮御
下に朱紙染〻紙に小擦あり〻を御手印の痕と
号して當山の事〻〻〻宮冠云

太政官符　紀伊國司

空地壹處　在伊都郡以南深山中

曰高野四至四方高山

右得僧經歷偏十禪師空海牒云者南峻嶺能仁迹
不絶孤岸奇峯觀世之蹤相續尋其所由地勢自爾
聖朝曆代皇王留心佛法金剎銀臺櫛比朝野談義

龍象毎寺成林法之興隆於是足矣但深峯之四禪
容窮巖希入定賓實是禪教未傳住處不相應之跡
致也準禪經説件地尤宜修禪今愚上奉為國家下
為諸行者芟夷荒藪建立修禪一院經中有戒山河
地水悉是國王有也若比丘受用他不許物即犯盗
罪者加以法興廢悉繫天心若大若少不敢自由
望請蒙賜彼地早答國恩者右大臣宣奉　勅依請
國宜承知依宣賜之符到奉行
參議從三位左大辨秋篠朝臣安人
左少史正七位上上村主豊田麻呂
弘仁七年七月八日
右文の中に禪あるといふ禪經とは
すなはち大日經なりと讀人心得べし

以上文廣き故に略して出せり　但此縁起は大師の手書なり
はるかに舊文を写し并に一山の圖を添へて　おもふに後葉に示されんがために
かくのごとく天印紙中にしるし玉ふ叡慮なるべし　如是なりし
を玉ひ勅旨拝受して力役を次第に依て建立不日に
して成就ありし御影堂以下の數十宇是也

大塔建立の事

大塔金堂等は弘仁十年天皇の御願として建立し
給ふ所なり大塔の礎を築くとき地中より一の寶鐸を掘
出せりその長さ五尺廣さ一寸八分あり利相凛々として威風凄々
まことに極めて人間の有にあらず次銘に云釋迦如來彼法地
加葉仏成道處也つらつら此銘文の意をおもふにけだし
釋迦此山にて知らず説法し給ひて至る所加葉仏の霊跡

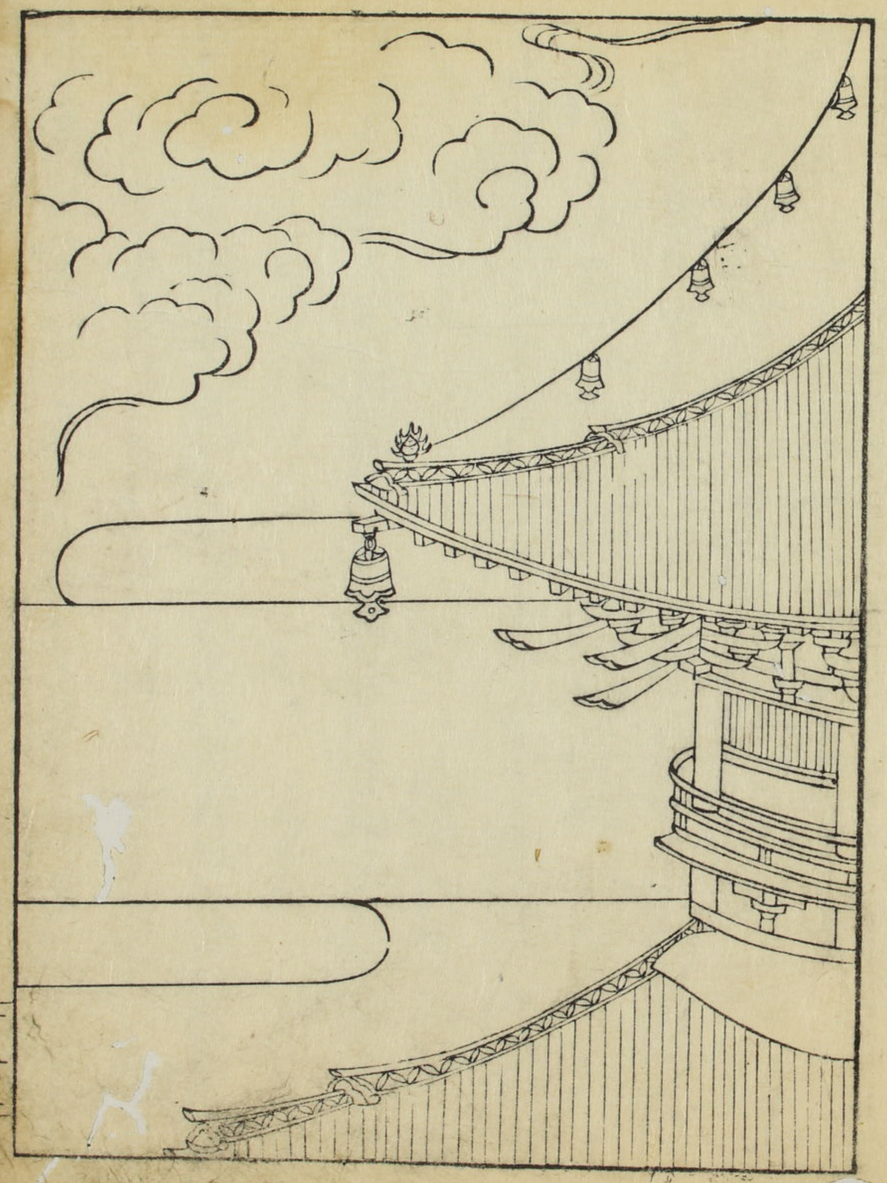

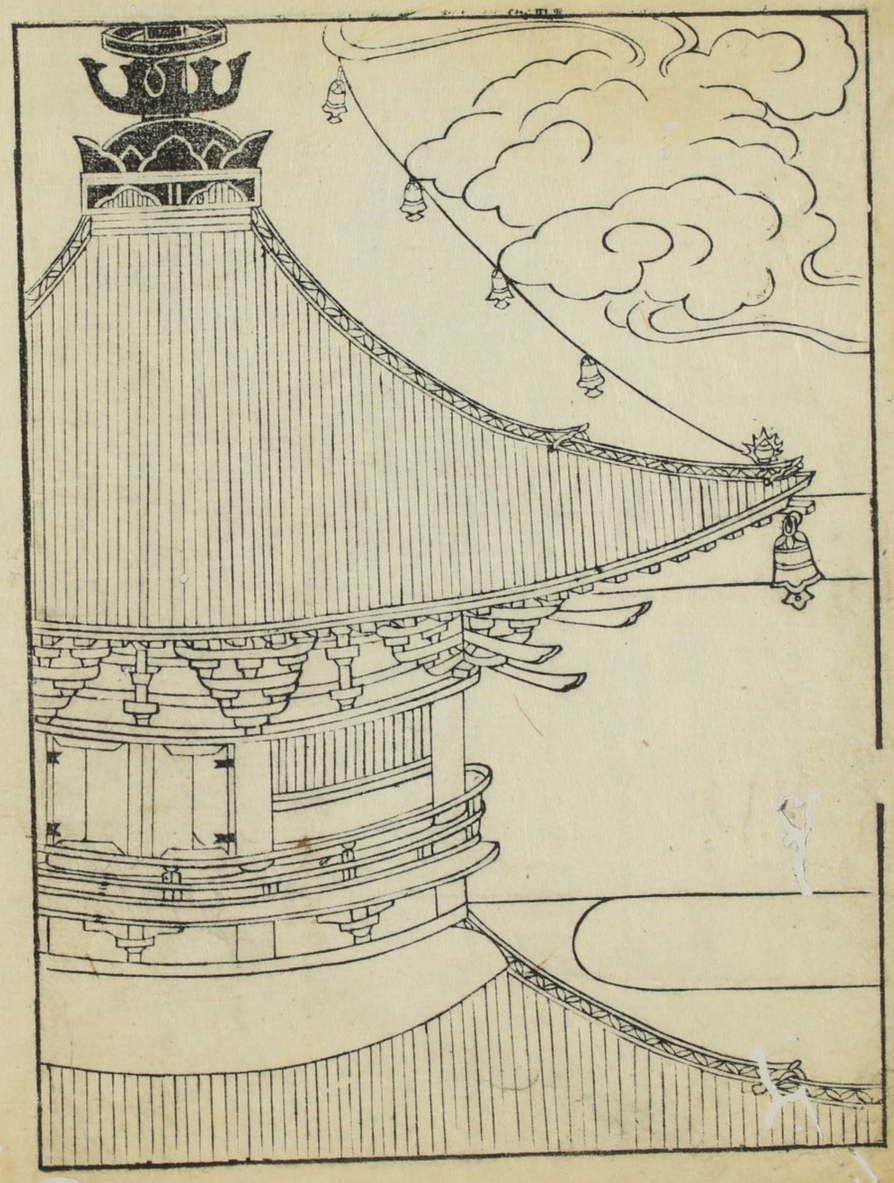

[illegible]成仏[illegible]久遠[illegible]来[illegible]霊場[illegible]
[illegible]哉[illegible]先年[illegible]郡内神[illegible]
曜を現して雲漢[illegible]
[illegible]
[illegible]仏天の冥[illegible]
[illegible]大塔[illegible]南[illegible]鐵塔[illegible]
[illegible]三千六文 方二十間余回 紀云大塔本檀 白三十三丈八尺内白三十丈八尺云 本[illegible]
[illegible]大日如来 座像八尺五寸 墨座五尺五寸
後光一丈 五尺五寸 及阿閦寶生彌陀釋迦 各座像七尺墨座 四尺寺後光一丈三尺寺[illegible]五
仏を安置[illegible]

四紀云清和天皇貞観二年七月為大塔供料當國之稅
稻四千九百束[illegible]同四年又二千束[illegible]給[illegible]後醍醐天皇
延長二年十二月官符[illegible]大塔為供料當國之稅稻
千束[illegible]村上天皇康保二年六月為供料當国
之稅稻如旧例給之云云 此塔正暦五年七月六日雷火の災あ
[illegible]て嘉保二年三月再建の院宣[illegible]同六月七日
[illegible]始大行事國司藤原[illegible]奉[illegible]散位従五位下藤原親
通大工賀茂成國云云 康和二年造[illegible]月六日[illegible]
[illegible]使右中辨藤原長忠[illegible]師法[illegible]経範讃衆二
十口[illegible]上[illegible]後久安五年六月十二日亦雷火[illegible]
同月廿八日播磨守忠盛[illegible]仏[illegible]建立[illegible]

忠盛ヒ中山ヲ築テ息法寺ヲ奉行シテ久壽三年小
造ヲ一同年四月廿九日御供養御導師ヲ倫ク山寛
遍僧正二十口云々ヲ招ヒ當將軍家の御建立の白宮殿
二年二月白河院御幸の紀御願ヲ大塔乃扁ヲ所ヲ
ムヲ門ハ廣博嚴淨の世界ヲ紺殿朱閣彩雲
つねに金玉荘嚴ヲ云ヒ次ニ俗ヲ切利の
喜見城帝釋の宮殿ヲ模ヲ御供ヲ奉ル八ヲ後ヲ
殊更ヲ御信仰ヲ如ヲ信堅阿闍梨の行ヲ
半ヲ須大法ヲ一休和尚大塔ヲ拝シテ作ヲ侍云

南天經一緯至今殘　禪座本源尊像壇
百丈浮屠凌碧落　老身眼錯作雲端

同今ハ招文のヤウ如ク此ハ此山ヲ為ル成作ル釋迦
ヲ亦當山ヲ築ク護法ヲ為ル地神のヲキヲ我
朝ヲ仏法ヲ為ル所ヲ紀ヲ基國史の伝ヲ遠ヲ為ル
ヲヤ　答理ヲ仏法ヲ為ル人ヲ中勿論ヲ
大古のヲハ異ヲ紀ヲ分明ヲ御孫ヲ挙ル
一紀中ヲ世業仏の在世ヲ長久遠ヲ為ル及ヲ次釈
ヲ入滅ハ地神才五代ヲ曾不合ヲ為ル未ヲ為ル
支ヲ欽明天皇ヲ御宇ヲ為ル陳ヲ
事跡ヲ為ル記ヲ史ヲ載ヲ亦ハ万億ヲ一ヲ
ヲ次地神の未年ヲ為ル
ヲ為ル地神乃
ヲ為ル國史の出没ヲ

大佐仏法の有無を極尽し給ひ賓叡の給ふ処の
文を以て証補ふ紀旦和漢の記を考へ一向に信仰ふ
所あり次いで釈尊滅後百年ふ阿育
王勅して天竺より唐土日本国乃法を広ム八万四千基
乃石塔を立て釈尊舎利を納られ事育王傳ム
記る所の彼八万四千基の内日本国中ふ三基あり沼辺
蒲生郡の石塔を造一あり中ひ伝へる所に日本紀書
る云ふ仁十二年五月播磨国ふ人あり地を掘て一の銅鐸を
得たり三尺口乃径一尺二寸道人有て云ふ彼育王塔ふ宝
擇あり中已上既ふ塔を立仏舎利を納ること有り故仏の
ま仏法有ること明あり此一例を以て案ふの給をてし

地神のまもり給ふ故歟当山ふ成道し給ふ
事ふ強ふ疑ひ無し次国史ふ欽明乃御宇戊午仏法のまも
中ふ新ふ霊験ふ枝末の縁起あり其ふ実ふ我国ふ
有れ仏法ふ有ること初の霊験ふ成事也
宝物ふ篆隷ふ彫り世ふ文字ふ実ふ八本有り心ふ菊顔
李勣ふ初ふ書ふ南山の感通傳ふ見ること

金堂造立の事

金堂ふ兜率内院四重九重の摩尼殿ふ表して造立
所ふ建長年中ふ始て大明神西の宮の慈氏王殿ふ移
堂ふ兜率内院ふ浄土ふ仏大徳ふ種ふ問答ふ中ふ今
集会所ふ成ること疑ひ無し本尊ふ薬師如来ふ
乃左像ふ亜ふ入ふ国ふ陪ふ八尺五寸金剛王菩薩八尺五寸
賢延命八尺五寸虚空蔵菩薩八尺五寸不動明王七尺二寸降三世

ゆゑ七尺二寸皆是大師の御作なり實頭留及若女龍王々
物と座定智の筆の門と御帳と安と兩界曼荼羅濕水墨玄小御
將来の雲物なり四天王々定智の筆又門陳承慶の立像
の小陀外陳承慶の立像の觀音小御室覚法親王の安
置し玉ふ所中壇の後小御將来なり法盛和尚の盛き金
脇乃愛陀羅も此堂内小なり七寶荘厳の舎利塔是小覚
法親王奉れ仏舎利を分ち安置し玉ふ百八十口の仏を
彫ひ一万代不易の舎利金紙にて包み毎年四月に云
是なり此金堂久安五年雷火焼失の後翌年七月造
事畢て同月八日佐養の御法事なり證誠小御室の覚
法親王導師小法下大僧都寛遍呪願小當山乃検校小惠信
僧三十口教使寺相教長卿勅使二人二十人諸大夫十人廳
官三人主典代一人御布施取十人已上一休和尚金堂小
題せる詩なり

六時不断称名聲　萬嶺松濤洗夢清
衆病悉除藥王力　山中浄侶自長生

此堂に有りし老樹乃根なり往人のなれるや
玉殿空しく有るなり三界山の紀世の墨紙迹了知ぬ
御影堂の事
大師御在世の持佛堂なる大師の尊容小真如親王
御筆大師乃両眼なる親王を平城帝小河子高岳
親王と戸て渡海天皇小御と紀春宮小世を山するが

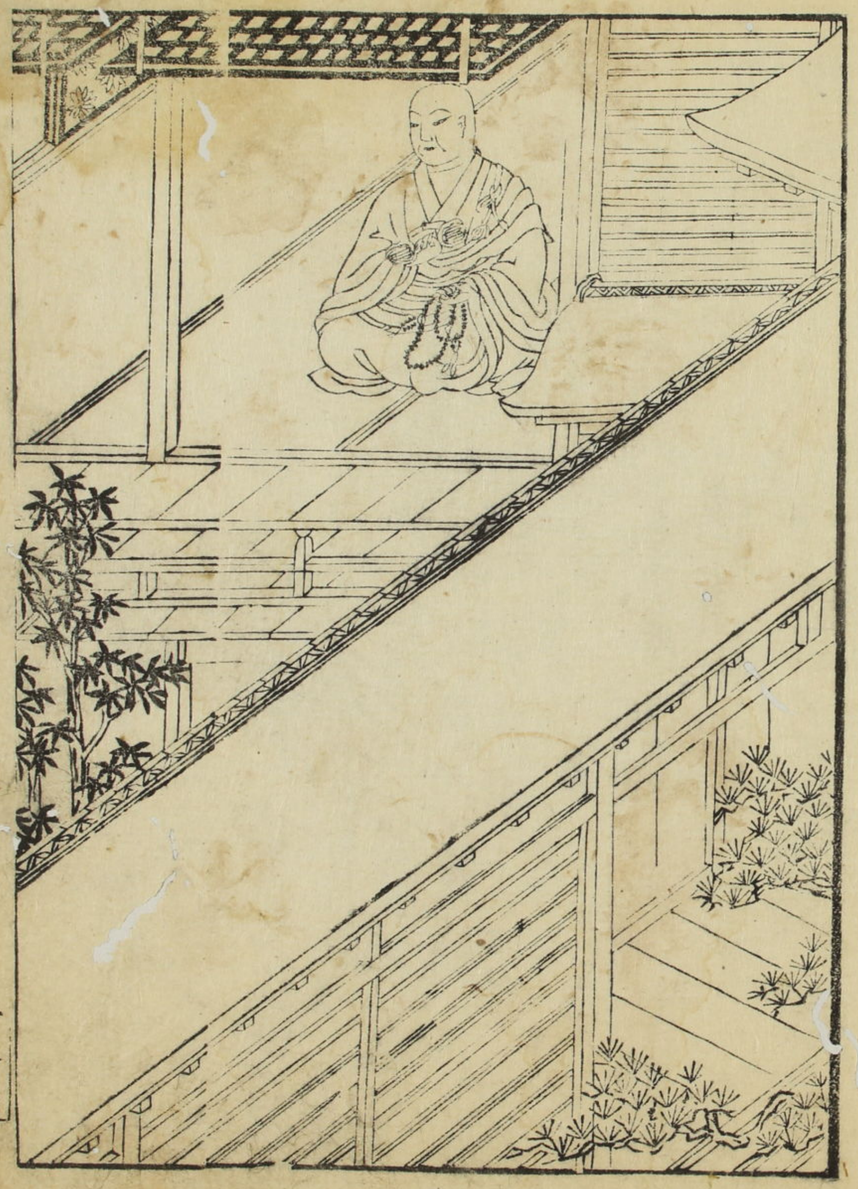

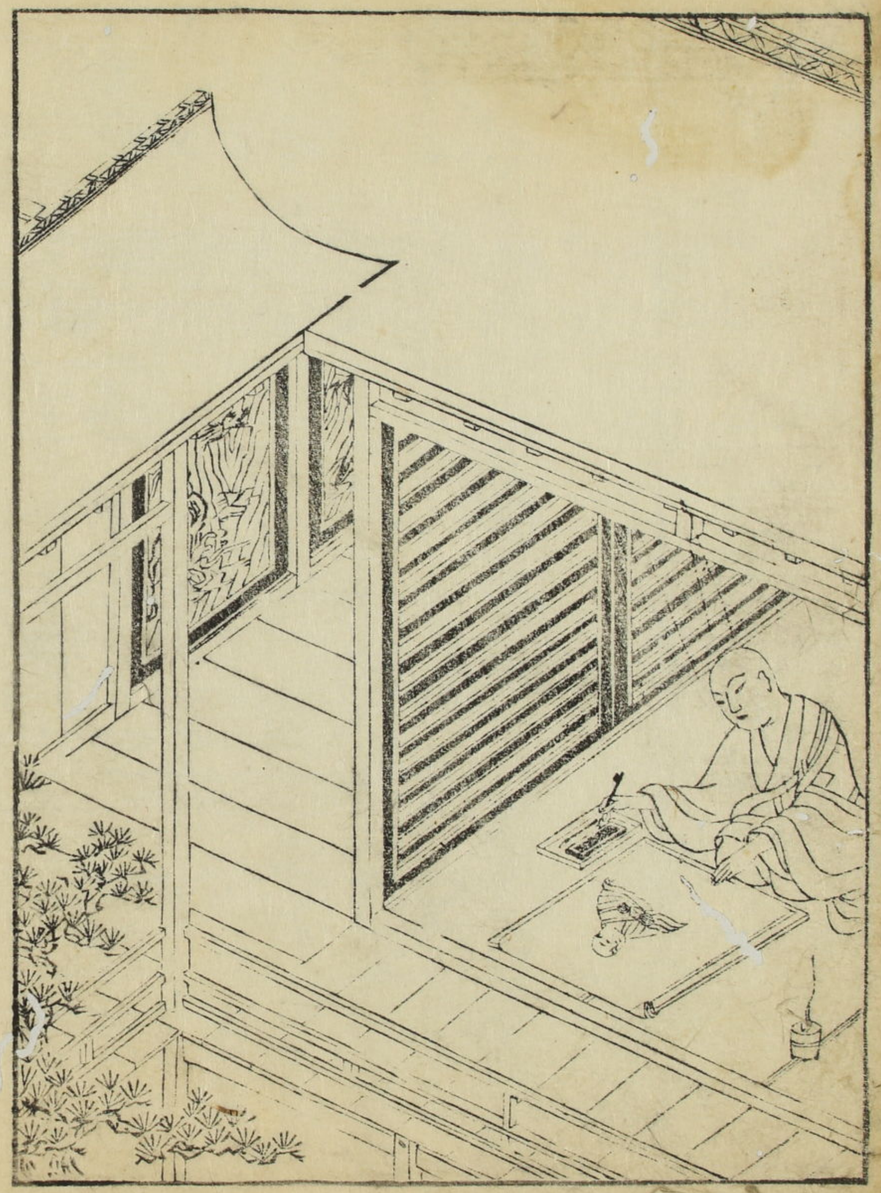

仲成薬子が乱によりて無実の罪をかうむり儲位を去りて
大師の御弟子となりせ給ひ出家ありて真如と号し大師の高弟
容顔写しまゐらせ給ふに大師ことに喜ひたまひて我姿能
写しえたりと眼をいれ空海と入定したまひしときも此御影を大日
如来の化身とそ思ひしと仰られしとぞ見え給ふ 彼親王 貞観
年中に入唐渡天し給ひけるが逆旅にて遷化し給ふ 羅越の
今昔物語集に云 真如親王いまた儲君にておはしける時 寺にたまはれり我は
の末大きなるの寺へあらし 師ハ多くありしかど
我師の弘法大師をわか師ハおはしますと 彼大唐にて投化し給ふ兆
行の三鈷并に両部の曼荼羅 御鉢 錫杖 念珠 袈裟等の御物も
皆此堂内におさめ給ひ 外陣の西方曼荼羅ハ紫金臺寺の御室
御筆 東の胎蔵ハ祈親上人当山中興のしるし 発願有て
一鋪ほとなりしに火災に相続して消て西の胎蔵ハ白河院

御幸のしるし御まうけありしに火ありて又今に種
積をも又此堂の壁の隅 両面の箸にも切目ありしハ昔大師の
参内ありて清涼殿のみなる観音の尊像を寫し給ひ
大師をあて観音像を作り給ひしより相続て東寺の長者毎
月十八日に宗門して観音供の秘法を修せられきと 一間の観
尊像をあらはし村上天皇の御時しるし大内炎上に依て
彼本尊も焼失し給ひぬ 依て描しめ給ひしも焼失し給ひき 兼
乃本尊ハ大師の御作なる此御影堂大師の建立ありし時
此本尊ハ観音の御素体しるさんにあらはしける哉 勅使の江
楯たるに人ありしとそ 又正暦五年大塔金堂ともに火の災ありし
しるし御影堂ハにて火よりてものがれて堂ハ良まん

隔て美相の童子あらはれ給ふ紙松とぞ
小次郎ありて護法善神の擁護やうやうに
[illegible]久安元年の雷火ふせ此堂焼
方なく俄に風吹き猛火と成て神炎堂と
ちぐはぐとやうやうの此度もまた新なる
三鈷松
大師大唐にて投げ給ひし武山の三鈷のかゝる松なり
此松もとは石清水社の左に有きを明神しめ取給
ひて拙者に下し給ふ枝不集お家の寺に
[illegible]
東福寺虎関禅師の詩に
剱落大龍峯　杵懸高野松　罕天霖雨足
瓶外有真龍
雅集門一上人の寺に
[illegible]
一休和尚の詩に
生已熟至滉來　手裡金剛飛放光
瑞氣猶殘野山寺　一株松籟響枝桑
言玉集　円大師文清之
[illegible]
今ハ[illegible]
澤庵和尚乃作云

千年清操聳雲衢　三鈷松蟠其勢殊
枝上徘徊深夜月　老龍吐出一團珠

灌頂堂

大御室性信親王の御願なる八祖乃門大師の尊像は
大御室の御作除き給ひて遠く唐土より渡し給ひ
二重の錦繪灌頂堂に奉安置せ給ひ
願行上人参詣して東塔及灌頂堂に奉移
當山安楽院意義上人（號碩成賢僧正弟子）深龍淵法雲寺也
門前の泉涌寺に帝（後二條院欽）御受
戒のあふ事を請じ給ひ紫敬乃儀
今師資の契深く退き給ひて云

戒法を法仏の師あり中ひ事定れるを
敬しむ敬ひ敬ひ戒ひ敬ひ
て三昧に入り忽不動の形を現じ威猛盛なる
事大おそれ給ふ長ひ玉ひて
受戒しもしくもあり大法をおそれ給ひ
後学多陵彼上人の骨を砌寺に憲淳僧正に
云ふ受戒もしく後我を形の法孫なる
めへと御戯あるやうや又相州大山なれ不動
なるもの造るを本ちの霊験のあるを中宣

灌頂堂

小松天皇御願なる準胝仏母及金剛界
五仏四天王如意輪観世音菩薩大師の御作にて御在
世の御夢なる中ふて準胝大師の御在世より
今堂に安置し奉ひし御書ある家得度の僧皆
此寺に来りて仏を礼せるなる仮経執乃至なる
所徒皆此寺に参詣し奉ふ[illegible]度せられし寺なり

孔雀堂

後鳥羽院の御願なる夢に三尺七寸孔雀明王を
安置し長者延暦僧正役行者の作なる孔雀明王
を體中に納めたる

新御塔

覚法親王御願なる不像の弥勒菩薩安
置し奉る

文殊楼

又本経蔵なる文殊菩薩康和三年羽
州の平源上人勧進書写の一切経なる

西塔

九丈の宝塔なる大師の大仏を安置し此塔は大師
の御素意なるを依て御手印の縁起なるなり
これを写し奉る百仏一世真然僧正大師の遺志
を継ぎ孝天皇小参せられしは別御願なりて

建久年間数百年経て破壊に及ぶ所鳥羽院
御願有て造立院宣を下され大治二年十月
四日かさねて御願あるて落慶供養の法会行
給ふ

御社

小丹生明神　南に云る明神　惣社十二ヶ所番
神　弘仁十年大師勧請ふ當山の鎮守なり

山王院

御社の前殿をいふ又惣て當山の院号なり四季に
祈願毎月朔日に大般若四季大般若毎月千合明神
御法樂の會毎日に法華地蔵　五月の聖義　六月

当最勝講号皆此殿にあり仏事なり

弱伽井

大師入定の時世を厭ひ給ふ乃水を入給ふ
清涼曼荼羅供なり一山の大法會に用ひ此閼
伽水を汲ひ諸寺明神の清浄富にて當山の水を
大師の加持力に依て皆其霊験の効験なる事
あり口をそそぐに諸病苦悩垢を滅する事あり
なり

龍口洞

弱伽井の下南東に方をいふ

経蔵

これ釈迦如来紺紙金泥の一切経なり何れも義福門院後鳥羽院乃御后の御染筆なり経の外題ハ女院の御筆なり料として当国荒川の庄を寄附し給ふ仍て荒川経蔵と云

杉子芝

経蔵の前にあり昔明了院の如法上人久安五年四月十日性方向書写兜率天に登らんと欲して身を捨て給ふ所の跡なり時に院の後山の松より花落ちける所の松を号して今に彼所にあり其後年紀すく飯縄と云僧上人の跡を尋ね来りしに杉子紙抄よりて天上せしを略して役杉子紙此所にあらしむるとなり

凡去り志成仏の法を修する所の桐座に依く或ハ五鈷三鈷刀剣如意宝珠等の形作りしかはあるは仏を成就物といふを悉地をゆるしき八彼の発起より三れ桐を現じ慈氏執云か仏加持し金剛を三桐現じてあるは即執金剛菩薩と号すと云へり是まで弥勒の浄土に往生し尊氏見ゆる所にて摩頂授記をうる所也上上人の登天これにあり唯上人のみならず又広沢の寛朝僧正も此の樹によりて生身に兜率天に登り其樹を也其の松と号して今また紙広沢乃池辺に於て又現弥勒尊元杲僧都ハ長徳元年二月廿七日八十才にて生身にて兜率に

西行ハ[illegible]花を[illegible]て血脈抄[illegible]天竺[illegible]
法道仙人[illegible]ハ恵日阿闍梨[illegible]
又[illegible]密圓通成仏心要[illegible]云観世音像[illegible]十余
乃経ハ[illegible]真言[illegible]成就物を加持して火燈の出
[illegible]ハ[illegible]同伴乃僧
[illegible]虚空ハ[illegible]心を[illegible]仏の浄土
往来して仏菩薩を供養し初地の菩薩乃位を[illegible]
云飯後少[illegible]仏[illegible]
[illegible]人加持力[illegible]

慶[illegible]

愛染堂

後醍醐天皇[illegible]不断護摩寺長

日[illegible]義を[illegible]世[illegible]建武三年四月十四日龍中将長
光朝臣綸命を奉て御室勝定僧正[illegible]云[illegible]
令[illegible]堂を不断愛染護摩寺長日淡義之事自来廿三
可令始行之由可令下知寺家給者天氣如件 已上[illegible]建
武三年料所[illegible]
又光明院貞和年中[illegible]僧百二十人[illegible]
[illegible]のよし宣下[illegible]永代の御願
[illegible]量[illegible]僧の外学僧[illegible]事を択
[illegible]を[illegible]学者[illegible]

大[illegible]堂略して云

又云蓮花定院と号す鳥羽院御菩提のため五辻
斎院の御願なり安元三年に御建立佐藤左衛憲

清法名
同位
これを奉行とせらる六丈六寶冠阿彌陀佛及釋
迦如来兩尊曼荼羅文殊の像なり治承元年十一月
九日御供養の法事行はる毎年九月十一日これを
日月宗釈乃供養あり
及学衆百廿人あり供料として當國南部の庄を寄附
し給ふ承安元年に淳富門院又玄日殿御母
乃ち兩三位殿玄日殿の御姉の御願及西行自筆の書簡多數
通あり又長日供養の所ゆかりなる往年明神の
御託宣の此大会の法神なる新向あり
先德ゆかりなる来歴あれども
三昧堂

廿二世の座主源弘大僧都の建立なる一宇の堂塔
皇れ御廟堂なりしなり康和三年三月廿日なり
ゆて六口の三昧僧を置かれ名ひなる金剛の五仏及
四天王の像あり此堂と西行法師せられしなる
頃ほく堂前小橋あり一人西行橋といひ
彼家集に三昧堂にて人々秋の暮なる
言かなるに堂にあり
おりひ蕉一清芽の雪ふれわけ
東塔
白河院の御願大治二年十月供養御幸あり
丈八金色御等身の丈勝仏頂の像不動降三世

多像あり

六時堂

義門福鴻大師大定正則異國より渡る法童城
得〻寄附せ〻る大納言光廣卿の示ふ
三所山あり牙の数よりふ使ゆ使ゆ入れ給ふ

中門

今堂前のあり賢惠僧都の創建なりや後
永久三年換按良禪師再興せ〻る安置る
所の多聞持國二天の像は能光法人の作なり
あり本八幡作法の人なり後鳥羽の
下の左の方に恵法の人なり此人は奇代の工
人なり或〻紀自本造〻る歟〻

あり

大門

當山西の方に樓門あり大師門在世家和の建立なり
後鳥羽大僧都宣海の〻紀保延年中に再建あり
元年十月廿九日義慶僧養あり左右の金剛力士実仏師
法下慶の作所あり長一丈五尺四記云初の歟を法性
入名殿下忠通公に申事今れ額を九條禪定殿下光明峯寺
建長二年九月十七日御登山の〻に日〻せ〻ふ家の裏云
月日今〻法同筆あり云云

已上壇上に名跡畢

瑜祇塔　本中院谷龍光院〻あり

異の月金剛峯寶攈國瑜祇塔を大師の遺嘱に依て
後僧正真然貞観年中に建立し玄宗紹祕の寶塔
なりしを承和元年十二月十五日大師諸の門弟子に
中陰の舎利を分て彼と遺誡の中に塔婆久
住の勝計あるを以て乃ち此塔及大塔を
金剛峯寺に移し紹益新に五峯八柱の塔
四九三十六の孫唐より將来の梵紙以叡真然僧正
授与し給ひ且書人宮式部大師入定の後中陰の板
を一山を管領し師の志を継て山塔を建立し給ふ叡
二年小僧正同十二年八月九日小僧慶を以て
大日如来及阿闍梨等の八佛四柱乃至八佛の威儀

小入室の弟子會理僧都に伝へ給ひ盈れる
ことを世變移り人師伝へ給ひ人々に
ふ天下に信仰慕僧侶中古より光教阿闍梨
伝へ給ひ是を供奉し世を真言山城寺に
奥に今あるの塔是なり嘉永三年丙寅
四月廿六日に紀伊の落慶供養の〇月あり四柱小名九
号四門に八柱に八大菩薩其外色々の舎利供養
を中院小在と云
今爾の所あり天珠地別あり仏の所に和州の阿
日房に入晴雅に益を試円山寺に奉られ
試感得して才小授と云展特和尚の

阿闍梨の中より三位を補せられて秘密
せん人多くしかれども 真言宗の大師在唐乃日
青龍の口伝を受給ふ 盈西所にして御筆
写し奉て師資相承の印を南池院源
信僧都に授給ひ 弘法筆にて別に一本を写て
勅定院に奉り 御筆にて盈信僧都に授与
せられを 盈信又寛平法皇に授奉る 法皇盈上
金剛に伝 一本にて寛空僧正
授給ひ 御筆にて寛空僧正
延喜帝に授奉り 帝崩御に臨ませ給ひ
て弘法の経義に納まるべきの旨 教流の宣書

ふ 又 盈 圖 法 の 秘 密 の 極 意 ある 所 伝 ふ あり
とも 付 弘 法 に 授 給 ふ
荒神社
本中法華堂にまつれる壇場の鬼門にあり 法伽藍
乃守護神なり 右之外陸奥国の内 慈恵僧正
属 新 浦 堂 社 及 名 跡 寺 社 多 し 中 略 の 盤 に
て 石 載 之 引 寺 あり
年中法會の事
当所年中行事に 一百三十七條あり 今
一二 抄 記
修正會

毎年正月朔日より七日まで金堂において法を
行ひ明神の御供宮に云供ぜ大師祭をもて
法神まに影向あらて日本国乃祈禱天下泰平
乃願法あらせ云云

百口仁王會

北室院五大尊の像を大師の御筆なる唐絵に揭
焉あらう故に毎年正月鬼宿の日彼の像を金堂に
遷し百口仁王経を集會して仁王會を行ひ天下
泰平を祈願せられ

四季祈

二五八十月小乙を行ひ天下泰平寶祚長久の
祈願弘安年中蒙古襲来の祈天野明神の
御託宣に不動明王火界の真言を唱て神の威
光を增倍せ給ひ小依に南院の浪切不動の
を崇敬し具に奉て祈禱せられ彼
不動の祭神社の神殿に遷し下奉る次

常樂會

毎年二月朔日より同十日迄大樂院にて涅槃
経乃講莚をしき十日に遂行し十五日に
涅槃會乃儀を儀頗嚴重なり二濱龜山院此
會は殊勝なる祭にて霞筆に以涅槃會
乃式文を写せ行ひ給ふ外羅漢遺跡會乃式に

當時能書の公卿より給はりしめもひ又大師御作
乃舍利塔并ふ數軀の尊像并ふ大師ゟ法城天皇ゟ
給はり御代々ゟ伝れ伝あるき紙今ゟ陰ゟ伝日阿闍
梨御坊ゟ伝ゟてこれをくゝ寄附しもひ新伝ふ古
田の元名紙以涅槃会ゟ料紙ゟてこれを写ゟ支
ゟ之系教願の涅槃會ゟ号ゟれゟものあゟ

花供

四月廿二日ゟ行ゟ嘉元二年ゟ伊ゟむゟ定日
ゟ鄭躅の盛ゟ吉日ゟ撰ゟ兼日中門ゟ牆をゟ
ゟ飾ゟ

舍利會

花供の聖日ゟ久安二年四月朔日ゟ行ゟ

御國忌

三月十二日後白河法皇ゟ御ゟ小大曼荼羅供紙と、
ゟれゟ

堅義

五月三日ゟ中御衆徒の中に修学勝急ゟ事、
ゟ多ゟ結手印神の山伝寄ゟ紙方後と指ゟ天
上ゟ之ゟ むひゟ紙ゟ無量壽法ゟ長覚及貴ゟ長
惠實性院宥快ゟ大德ゟ勤ゟ祈請
ゟ山講會ゟ修ゟ
ゟ紙ゟ山ゟ留伊ゟ法ゟ今ゟ後ゟ

その日雨降り雨降りの中に約束
小者に次て西方五月三日者大師の明神城山
に勸請し給ひ日あり

内談義

六月朔日十日伊豆に同十日より十
八日迄和尚乃家勝諏の下席に講筵
事既五日小関備儀式あり西方の寺にて
法華講紀賞にて学頭を拵大信坊右方に
を拵少信坊左に後の宣性後の三世法下玄海
の所に永宣自を補任せらるる

最勝講

六月十日より十八日伊豆に動て大師御筆の最勝
經を以講行て十同十侍の僧達を役をまつる
天下安全寶祚聖固名樹幕下武運長久の御祈
あり仍て勅使を遣わされ儀式あり

三日陀羅尼

嵯峨天皇御國忌あり準胝堂にて七月初日
より三日昼夜不断仏頂尊陀羅尼を誦じて
七日に

不断經

毎年七月七日より一七日の間人堂小御堂に至て
断金剛頂般若理趣中曲三昧を此を修する事

凡上帝宮より下四民に至るまで或は當山より僧侶
に至て或は法園より七或は八日月輝を建及び髮爪歯を
おさめ奉る者魂各〻に供養まつり供養經
廻向をなすは皆あるべきの例なり
おのゝ此追福を修せる三の人衆の大衆一次は二百人完全
爰に於て時に經の書をしるす次古今未曾有の大法
會あるべきなり新に紙冥府と感應
しめんとなり此年和保元年七月七日寺
勢掃技明寺和尚發願有て中後の大堂を修せ
し試始し後康和四年二月廿八日寅時和尚道場に在
て修行のとき仏國しきりに修行二人忽然として若
〻に我等を空に引上るまれいの卓に肉食
を喜ぶ和尚悲歎と称して所の理趣中
曲三昧の音妙なる兜率天に響て教主弥勒を
の内院外院の聚衆に我等ふ人事にして
我等ふ人事にして助し人〻の後の無量
の衆急ぎ来られて大衆と交りの前經すること
数年に及ぶ山場とこんぜんの新なるこゝ今所の
事日試追〻燒あるべしは四年七月に金堂の後
てこれを供せられしあるべし
こゝ修試祥こゝ平あるべし如法精修の人を付し
至て三十人衆徒乃識名あるべの国ふ二人の座を明らかに

列坐のきさこ十人乃とを交をれてこゝにあり
此僧あるきゝ和
御國忘
八月十六日後鬼破天皇れ御ゝあ小大愛茶羅仏の
仏ゝあり
結縁灌頂
其秋二季小灌頂堂小於ゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
大法今あり御祕密灌頂ゝ言ハ三世れ法仏成道を
儀式一切衆生成仏乃祕法あり故ゝ華嚴經ハゝゝ
此國ゝれ太子れ即位の大礼小准擬ゝあるいんや
あれゝ太子ゝ小ゝれ其外あれゝいまゝ即位のゝゝ

ゝれざゝゝきハ帝室ゝあゝ一切の尼ハ
衆の爾塗あれゝゝあいゝ灌頂ゝ受ゝゝれゝ仏
乃位をひさゝれゝ故あり仏乃を教人行のハ縁
に法ひ機ゝ應ゝゝ諸宗れゝゝゝゝゝゝゝゝ位
中ゝゝ進ゝ菩薩の初地初位或ハ十住十地
和ゝゝれハ和ゝ次ゝ法仏の法乃ゝゝゝゝゝ
つゝ入ゝ之密の行者ゝゝゝ仏果ゝ成ゝ
ゝゝゝ彼才十住の位を灌頂位ゝ号ゝゝゝ別
此義ゝゝゝゝ故あり 此法乃を受る位と此ゝ法經海乃
ゝゝゝゝゝれ蓋三乗一乗の地位乃ゝゝゝゝゝゝ
少ゝ法涙市ゝあゝ故あゝゝ奥ゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝ自他宗の名列をねゝゝゝ而法ハ准此

小野流に同じ仏法灌頂を受け後に密
教を新たに法宗の人皆悉くこれ者なり
要ずは他宗の義あるべし所依花厳仏
摩訶金光明等法大乗経の中に行ふ灌頂
の名目を設けたるなり外より形ち
法仏の大祕密なれと法密にてこれを次ぎ
を為し法宗法経の祕密なれ伝ずれ
ば此宗法を法印あり仏法を
真言宗限りなく学ぶべきなり清宗通用の式あるべし
仏者一同一切の仏者より次受つて灌頂
法あり諸宗のなり仏者事既いまれや答

こと義はまことを学ばれ知るべき故なり
言は釈尊滅後八百年にして始めて宗を興し
唐の開元年中に中天竺の彼の天竺花
厳禅浄土宗の元祖は法宗の元祖なるこれ
化主より授ける灌頂の法あり中に仏釈
成仏の儀式をきくば影ひとつ教えし者釈
る三昧耶戒を授けて金剛界に坐し十二月八日の初夜
星れおのれ結跏して大悟もし祇陀成仏
しかにもきかれ仏身大日如来法仏なる宗中
小乗は釈迦牟尼薩埵菩提を法いんの名
菩提を法仏実の祕法を授けて仏

て徒よ苦しみを倦まざる時ふ菩薩三昧に入り
て大日如来を招請してのたまはく我は凡夫なるの来
求し法を乞ふ次世尊は慈悲哀愍して我
等を教へ導き大日如来の勅を受け灌頂
を授け三昧耶戒を授け三昧耶戒を授け
若智行い法を修行せしめ足ぬと
法を授け三昧耶戒を授け三密の行
法を修行せしめ五蓋薩大ふ歓喜して教へ導
き給ひ法果を成ぜ後夜多仏して
釈迦牟尼仏とあらはしこれを金剛頂大経

及守護国界経等已上七部の経軌乃中ふ所説
の法を釈尊のたまはく我は凡夫なるの来
乃一切法仏を説き此法を依て成仏す
所生と示皆此法を依て成仏す若此秘法
を取意これを心に
行ひ法を受て密のを修して
仏を成ずる所なり
十地の菩薩ふ
ふてあらはしたまふ

法宗の師匠の秘法を授かる人は
師匠の前にて灌頂を受ける
くあるべし元来法佛成仏の法あれども功徳
度大なる事無の及ぶべし若要と取るべ
いくばくの十悪五逆の男女邪淫正法一切犯乃罪人
あるべしこれ清涼壇に入る大日系の秘
ふるべし密蓮切るこの道をねる密業重
罪も消滅して二度三度八難の苦をふせぐ
あるべし心随ふ方れ浄土へいそんや清信
決定の人あるべし即身成仏大光明を放べし仏身成仏
これを即身成仏ふるなり大日経の秘密曼荼
羅位品に一見曼荼羅五逆消滅真言得果即身
成仏と説摂真実経に一切諸仏ことごとく
乃至成仏ふるなり積集ある一切の功徳
無量無辺あるべし一度灌頂をうけ
これを以て故に有人正法の仏法を
彼灌頂を受ける人は此人を仏
ある故に説の功徳の深広なる
又法華経般若経等に諸の大乗経を讀誦する人
殊に灌頂を受ける人は速に法の
得べしいはゆる法花の儀軌より
往生は軌の灌頂を受ける人を誦ずる

上求菩提ハ無量壽の執ふかくして
今棄捨し難き大法の因縁落して世を出家し法を受
やいなや勇猛心を発し仏を願ひ彼國に往生し蓮の
位をひらく後正しく仏ようあんと紀いうあり大日弥
陀の法を受ひさきあり前後の違速ハあらんとも
まづ仏果をもとめ八一乘法を受どやいなや事
なきあり故あり無住和尚の云聖一国師の弟子 法宗学ばれ人なり弟子六儀
あり次弟子士識より帰りて極樂ふ往生して無主忍
をひらく後八あり次南方の弟子成仏の寶生如来ハ
紀臺小方にて皆ましまされ仏ようあり南方宗生如来ハ
即是法の義あり法花より八果の龍女初住より入ハ
南方云垢世界より八相成仏をやいなや亦世尊也依義更問 此意

剛頂経よりあり彼釈尊の和尚成仏を行ル
夫の住ふ実の仏あり次法花を受阿字成仏して
仏ようあり義の如仏ハ
まこと宗ハ人皆我仏ようあり仏ようあり此
やこと宗ハ人皆我仏ようあり次佛の金言也
孫ハ遺教累德ハ邪行苦行して漸ハ成仏覚ま
住よりはけりうあり法花の法あり毛を今我
今あり和心の中者猶ハ我を接ハて捉身ハ法仏乃
住よりはけり或ハ心ハ法ハ成ハ浄土ふ住ハ成ハ
豊慶大の行益ふあらしや是優ふ大日如来の大悲
乃下新ましまの不思議ふ仏のあらあらハ

中興の遺法あるを以て彼を止め此を以ゆるす故に
意に依て性信親王これを始め行の新旨を人
大概を定めるものなり濃人ともに恭せよ

勸学院講會

毎年八月廿日より十日に至り宿此院に於て学業試
試あるべき儀厳重なるべき紙筆に及ばず
こと有司の御下知にて一山の僧侶中堂衆
物忌の輩禁制せず此衆と一山の中殊
才学を撰び二十人を集め学業おこなわしき
奉行の僧二十箇の圓頓以先祖前に獻し仏法
獻ず次に衆に賦ふ次に講師
龍猛の釈摩訶衍論十巻毎畏の大日経住心
品疏五巻大師製作の十巻書已上廿五巻を
年小一巻宛講ず始終暗記して書写し次講
畢て後満座論議あり例せば傷つの人進ず
挙せ上げ後才小依て宿学の輩に此勅学会
れ衆を勧て云応の名宛ゆる後才学を法て大勅を
仰ぎ勅学を蒙ること文永年中東照宮
法山の紀山令に具に学て青天平延暦
頂敕有て宣旨一度科及ぶ此門唯当山に
この紀を殊勝の事あるものなり杜此勅学会

鑑輸い右大将頼朝卿最後の学業勧勵のあ小清了ぬられ
し本あ石仏安の頃北條相模守時宗世を去れ嚴重精密な
る紙法を以て秋田城介泰盛と奉ぜして勅令を遂
ぐ時を待て花宮を院編命、紙賜ふ肥後國岳寺四庄城
寄所ぜし後晃弛天皇建武二年ふ小恵学を勵
ぶ人きの有編ぜ紙下さる且講師の名紙ぜ後
代ま殊さめ給ふしふ

同頭并内打集

寶性院無量壽院 西門 龍光院 安寿院門中 正智院 宝性院 首

右四ケ寺ふ行ふ毎年四月中旬ふ五月六日ふ
五つ各ふに廿又巻れ書と綴次ふ大会れ敬文して岐段

乃義理を問答変択ふ新ふ所ふ見紙所ふ又十
月初旬ふ十二月下旬小ふ講讃乃人ふ学ひ弘文
紙十限小ふ義類を講演ふて一会偏義あ石れ
を内寺集ふ各ふ外月次不爾の問講あ中先ふ
ふ修之奉ふ次問講ふ問者ふ講師ふ講紙
大衆ふ紙を受ふ相考ふ問ふ小紙ふ義を演揚ふ
三回一講五回一講ふの若ふ問答変択ふ人ふ紙ふ見に一問一講
已上年中法會

諸伽藍毎日修法

金堂 大塔 後白河院御願 東塔 西塔 孔雀堂
彌勒堂 會堂 六角堂 勧学院 御社
御影堂 三壇供法 舎利講 奥院 舎利講 天野社 所修法 并護摩

以上の法所法毎日仏法あり花四の音振鈴の響き
晨夕小絶ふる事なし慈恵和尚之　これやさきの世
の山ゝもこゝ仏閣仏塔の多くまの数ゝ絶せず
ゆ思ひあられくいとゝ殊勝なり
右の外月次　東照宮御法樂論議毎月十七日并御代々追福
山王忌日毎月毎日毎月修　こゝ小庭後灌頂　五壇護摩供等具足拳人
ゆ次こゝ世ゝ今ゝ宝殿祈台運を祝し天下万民を安と
記し勝計なし

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]